SAPP_RO

(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)11月15日(金)から 令和6年(2024年)12月16日(月)まで

(2) 意見提出方法 郵送、FAX、持参又は電子メール

(3) 公表資料

(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に対するご意見の概要と札幌市の考え方

- (4) 資料の配布・公表場所
 - ・ 札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)、13階(区政課)
 - · 各区役所市民部総務企画課広聴係
 - ・ 各まちづくりセンター
 - ・ 札幌市公式ホームページ

2 意見提出者及び意見の内訳

(1) 意見提出者数及び意見の件数

ア 意見者数

5人、1団体

イ 意見の件数

38 件

(2) 提出方法

	送付	FAX	持参	電子メール	ホームページ	合計	
個人	1	1	0	1	2	5	
団体	0	1	0	0	0	1	

項目別意見数

ア	Γ1	条例の目	的」	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	件
イ	Γ2	用語の定	義」	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	件
ウ	L 3	基本理念] [3	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	件
エ	Γ4	責務」に	関す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	件
才	۲5	犯罪被害	者等	の	支	援	に	関	す	る	計	画	J	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	1	件
カ	۲6	相談及び	情報	るの	提	供	等	J	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	件
キ	Γ7	経済的負	担の	軽	減	_	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	件
ク	۱8	民間支援	団体	< <u>~</u>	の	支	援	J	に	関	す	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	件
ケ	L 3	基本理念	_ ~	, [6	相	目彰	发及	なて	ド情	青幸	艮 <i>0</i>)提	是付	共等	È]	(2 関	すす	- 8	; ŧ	, σ		1	件
コ	その)他 • • •																					•	9	件

3 ご意見に基づく当初条例素案からの変更点

なし

4 ご意見の概要と市の考え方

お寄せいただきましたご意見の概要と本市の考え方は以下のとおりです。 ・ いただいたご意見は、一部要約、分割して掲載しています。

Noご意見の概要市の考え方「1 条例の目的」に関するもの

1 「犯罪被害者等支援条例」は、「犯 罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被被 者等が平穏な生活を営むことがががれる きるようになるまで、やらなけるはいこと」を定め、「被害者等ができること、からなりにない。」を接害のにない。 は特化した被害者等の「なられば、と」を保障する権利」を保障するをといるをはない。 を対したできると、であるしてである。 は、その目的は「安全で安すると」ではない。

また、資料4ページ「3 支援条例制定に当たっての基本的な考え方」の主語は「市民や事業者」であるから、条例素案の「1 条例の目的」の主語も市民・事業者と解され

また、資料4ページ「3 支援条例制定に当たっての基本的な考え方」の記載における主体及び本条例素案の「1 条例の目的」の規定における主語、主体は札幌市です。

るが、これでは特化条例として逸 脱している。

2 本条例では、明確に「犯罪等による 犯罪被害者等が必要とする施設を 総合的に推進し、の軽減及とて犯及 を図ることを目的とする」がした を図ることを目的とする」がした を図る等にとって「拠ければ別 をときにとが良いがは「私幌市のよい。 ない安全で安心なまちのの ない安全の補完になって 関する。 本条例素案では、「1 条例の目的」 において、「犯罪被害者等の個人と しての尊厳の保持及び権利の保護 を図ること」と「安全で安心して を図る社会の実現に寄与する と」を目的としており、「犯罪被害 者等が受けた被害の軽減及び回復 を図ること」もこれらの目的に含 まれるものと考えております。

「2 用語の定義」に関するもの

3 札幌市が令和2年に制定した「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」に、「刑法39条不起訴事案対象者も含む」旨明記されたことは極めて重要にある。そこで、今般の条例制定にある。そこで、今般の条の付則として、「但し書き」においてその旨を明文化することを要望する。

条例素案の「2 用語の定義」の「犯罪被害者等」の定義によると、犯罪加害者が刑法第39条第1項の「心神喪失者」又は同条第2項の「心神耗弱者」であったか否かは影響であったか否が犯罪加害者であっても、本条例素となける支援施策の対象となけるす。

4 条例素案の「2 用語の定義」の「市 民等」について、市民に該当する部 分(又はの前まで)について、同時 にパブリックコメントがなされて いる「(仮称)札幌市誰もがつなが り合う共生のまちづくり条例」と 書きぶりが異なっている。条例に よって少しずつ定義が違うことは 避けた方がよいのではないか。

条例における用語の定義は、その 条例の目的や対象に応じた適切な 運用を図るため、条例によって異 なる定義をしている場合がありま す。

本条例素案につきましては、「市民 等」として、市内で活動を行う団体 を含めていますが、「(仮称) 札幌市 誰もがつながり合う共生のまちづ

くり条例」素案では、「事業者」の 用語の定義に「団体」を含めていま す。

本条例素案の「4 責務」の「(2) 市 民等及び事業者の責務」において、 事業者に特化し、就労及び勤務に 関する規定を設けていることか ら、異なる定義となっております。

「二次被害」の定義が不明解過ぎる。「周囲の者」の「周囲」が曖昧でありながら「報道機関」による報道被害だけを明記するのは、誤った理解を増幅させる。

「周囲の者」は「親族・近隣住民・ 職場や学校関係者等」とすべきだ が、それ以前に重要な問題として、 最も二次被害を及ぼす(与えてい る)いわゆる専門家が完全に抜け ている。

「警察官・検察官・裁判官・加害者 側弁護士」が代表的だが、加えて 「医師や看護師等の医療関係者・ カウンセラー・相談や支援に当たる者」から受ける二次被害は、把握 しにくいだけで、総体で見れば「報 道機関等」よりも圧倒的に多い。 は機関等」よりも圧倒的に多い。 を 権利行使を不作為にせよ阻害する

実状を無視した用語の定義は、被害への気づきや内省、注意を遠さけるだけでなく、条例素案の「3基本理念」の③の意味合いと説得力も変わるため、被害者等への無理解を助長してしまう。訂正である。

ことを「間接的二次被害」と言う

が、これも抜けている。

また、お示しいただいたような、犯 罪被害者等と業務上直接関わる方 等が主体となって生じる精神的な 苦痛等についても、当然二次被害 に含まれるものと考えており、犯 罪被害者等が、ご意見にあるよう な、支援を受けたり必要な手続き を行う際などに、対応者から配慮 に欠ける言動を受けること等によ る精神的苦痛から委縮し、必要な 援助等の手続きを躊躇するといっ たことによる権利阻害等について も、当該対応者によって引き起こ される「その他の被害」として二次 被害に当たるものと考えておりま す。

以上を踏まえ、本条例素案からの 修正は行わないことといたしまし たが、頂いたご意見を踏まえ、「二 次被害」に関して適切に広報啓発 を行う等、理解促進の取組を進め てまいります。

5

「3 基本理念」に関するもの

6 条例素案の「3 基本理念」の②の 「安心して暮らすことができるよう」という表現について、犯罪種別 によって内面の回復を指す「安心」 に至る過程は異なる。

また、殺人・傷害・性被害等のトラウマが強い被害の場合、被害者等が安心して暮らせるようになることはない。そのため「犯罪被害者等基本法」では「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」となった。

また、行政が保障できない内面の回復にまで安直に踏み込めば、かえって被害者等の落胆を招き、あるいは社会の予断と偏見や憐みの情を増幅しかねない。

条例素案の「4 責務」の(2)で「安心を乱すことがないように」ではなく、「生活の平穏を害することがないように」としたのは、そういうことではないのか。「犯罪被害者等基本法」に基づき、条例素案の「2 基本理念」の②を「平穏」という表現に統一しないと混乱を生じさせる。

同審議会での議論では、犯罪被員である審議会を審議会委再との議論である審議会委再に遭った。犯罪被害に遭ったができるとはいるな生活を対しているがあるとはないであるとはいるがあるとはいる。といるはないであるよう」をできるように変更がなされました。

札幌市としては、本答申の内容を 尊重し、本条例素案でもこの規定 としております。

「4 責務」に関するもの

7 事業者に配慮を求める理由として、「被害に係る刑事手続きに適切に関与することができるよう」だけでは問題をカバーできないし、表現も理解しにくい。

例えば、以下のように修正するの が望ましい。

『事業者は、犯罪被害者等が係る不調による入院、通院を介護、介護、介護、介護、介護、介護、介護、介護、介護なられた時、家族の介護ならならならない。事情を理解したの関係のは、配慮がある。。』

8 犯罪被害者にとって被害自体と並んで深刻な問題は、名誉の毀る二のプライバシー侵害を軸と防止に次被害である。二次被害の防止にとってあると考える。今回の条例素案では、「3 基本次方回の条例素をでは、「3 基本次方向性が示されている。

ぜひ、市、市民及び事業者の責務として、二次被害が生じないように最大限配慮することも盛り込んでほしい。

条例素案の「4 責務」の事業者の 責務について、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に 適切に関与することがでついまう、その就労及び勤務についばよう う、その就労及び勤務についばよ 分に配慮するよう努めなければない らない」と規定することと るのは、犯罪被害者等基本法第 18 条の規定を踏まえたものです。

ご意見にある犯罪被害者等の就労 及び勤務について事業者へ求める べき具体的な内容につきまして は、必要に応じて、札幌市として具 体的な施策において事業者に周知 する等、取組を推進するにあたっ て参考にさせていただきます。

札幌市としても、二次被害の発生 の防止が犯罪被害者等にとって深 刻な問題であると認識しているこ とから、本条例素案の「3 基本理 念」の③において、「犯罪被害者等 の支援は、二次被害及び再被害の 発生の防止に留意して行わなけれ ばならない」としております。

そして、条例素案の「4 責務」の「(1) 市の責務」及び「(2) 市民等及び事業者の責務」のいずれにおいても、「本条例の基本理念にのっとり」と定め、この基本理念を責務の内容に盛り込んでおります。

条例素案の「4 責務」の「(2) 市民 等及び事業者の責務」の項目では、 犯罪被害者等に対する直接的な支 援のみを定めているのではなく、 犯罪被害者等が置かれている 理被害者等が置かれての理解 を深め、十分配慮することや、 実施する犯罪被害者等支援施策に 協力すること等についても 責務と して定めています。

これらの内容は、市民等及び事業 者にとって、必ずしも実際に身近 に特定の犯罪被害者等が存在する

か否かによるものではありませ ん。

一方、直接犯罪被害者等に対する 支援を行う際には、当然犯罪被害 者等であるか否かを認識すること となりますが、この場合であって も、市民等及び事業者に対し、能動 的に把握することを求めるもので はありません。

以上のことを踏まえ、当該責務の 内容に、「犯罪被害者等を知り得た 場合には」等の条件を付しており ません。

10 条例素案の「4 責務」について、
のと割分担はとても大切りで、対すで、縦割りてもにないの事柄に対けならにを
割かないないで、がる方」がは事者を
いとださる方」が必要があるがではないか。

頂いたご意見につきましては、今 後の犯罪被害者等への支援策を実 施・検討するに当たり参考にさせ ていただきます。

「5 犯罪被害者等の支援に関する計画」に関するもの

本条例素案では、「札幌市犯罪のない 本条例素案では、「札幌市犯等の お安全で安心なまちづくり等 する条例」と「第4次札幌市犯明の ない安全で安心が前提にあり、支 本計画」が前提まるので 本書の「5 犯罪被害者等の、 大大でのでするに当たっては、 関を策定するに当たっては、 を策定するに当たっては、 を策にするに当たっては、 をでいていていている。 をいないのない。 を聴いない。 なまちづくり等審議会の意。 かなければならない。 とある。

本条例にも意見聴取を盛り込むのであれば、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」ではなく、新たなアドバイザリーボードを構成すべきである。

また、本条例素案の資料に「札幌市 犯罪のない安全で安心なまちづく り等に関する条例」、「第4次札幌 市安全で安心なまちづくり等基本 本条例の制定に伴い、「札幌市犯罪 のない安全で安心なまちづく で安心なまち、札づに関する条例」について、札づ幌で まちで安心なまちで まちで安心なまちで まちで安心なまり を全でおける犯罪が といっない まする計画部分及びの 表別で とする とする とする とする とする とする 規定整備を 行う予定です。

札幌市ないないないないないないないないでは、のないに係るのでは、のないに係係のでのででででいる。というででででいる。というでででででいる。というでは、全のではいいででででででいる。というでは、全のではいいででででででいる。というでは、全のではいいででででででででは、できないでは、全のではいいででででででいる。

計画(案)」及び「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」との関係についての説明がないのは不適切である。

具体的には、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する 条例」の被害者等に関する第12条 の削除はもとより、第1条と第13 条を改正し、第4次基本計画案、犯 罪被害者等の支援に関する部分、 被害者支援制度、要綱を切り離し、 見直した上で、本条例素案に明記 すべきである。

「6 相談及び情報の提供等」に関するもの

12 現在、道内には危機介入はもとより、犯罪被害者等の複合的な生活再建の相談に対応し、的確で継続する支援を行っている民間団体はない。

仮に、ワンストップ窓口を委託するようなことがあれば、特化条例を制定したとしても形酸化する。 アウトリーチ支援が主軸であるべきとの再認識が求められる。

そこで、市の最重要の責務として、 「市長は専任の部、若しくは課を 組織し、総合的相談窓口は市庁舎 内に設置する」と明記すべきであ る(本来なら「被災者・被害者支援 局」が必要)。

- 13 犯罪被害者等支援について電話での問い合わせ対応の際には、堂々と対応してほしい。
- 14 支援金・助成金のこと以外に、各種 福祉制度の紹介や、福祉制度につ いて相談ができる窓口を紹介する 等といった対応をしてほしい。
- 15 地方自治体は、被害者支援の総合的窓口を設置するだけで満足せず、積極的に情報提供を行う必要がある。そこで、市は、犯罪被害者が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずる必要がある。

札幌市では、「札幌市事務分掌条例」、「札幌市事務分掌規則」、「札幌市事務分掌規則」、「札幌市係等設置規程」及び「札幌市区事務分掌規則」において、局等の設置及び事務分掌に関することを定めることとしており、個別の規程において、局等の設置に係る規定を設けることとしておりません。

現在、市民文化局地域振興部区政 課に犯罪被害にかかる相談窓口を 設置しているところですが、頂い たご意見は、今後の犯罪被害にか かる相談窓口の体制の検討に当た り参考にさせていただきます。

頂いたご意見につきましては、今 後の犯罪被害者等への支援策を実 施・検討するに当たり参考にさせ ていただきます。

また、安心・安全であることに加えて、被害を受けた市民が平安に暮らしていくことができるよう、精神的、経済的、社会的な支援につなげられる専門職が必要である。

そこで、窓口には、保健・福祉等の 専門職を配置し、関係機関・職種等 との円滑な連携を図れるようにし てほしい。

条例素案の「6 相談及び情報の提供等」で総合的窓口の設置を明示しているが、是非上記で指摘した縦割り行政の弊害を防ぐ体制の構築、専門職の配置をしてほしい。

「7 経済的負担の軽減」に関するもの

「犯罪被害者等給付金の支給等に よる犯罪被害者等の支援に関する 法律」に基づく犯罪被害給付制度 と自治体の給付金制度は、それぞ れ異なる役割を果たしています。 国の犯罪被害給付制度は、給付額 が大きい一方で申請から給付まで に時間がかかることがあり、国の 給付金に比し金額は少ないものの 申請から給付まで迅速に行うこと が可能である自治体の給付金制度 は、被害直後に犯罪被害者等が直 面する経済的負担の軽減に資する ため、制度として補完し合う関係 にあるといえます。 したがって、双方の制度による給

付は、犯罪被害後の状況に応じた

なお、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」においては、地方公共団体 に対し、犯罪被害者等に対する見

異なる制度に基づくものです。

		舞金等の支給制度等の導入が要請 されており、国と自治体による多 面的な支援が行われることが求め られています。
17	自治体とと言える兵庫県のは 2011 年4月を施行したのは 2018 年4月。その後、2014年と 2018年 4月。その後、2014年と 2018年 に改全国施行してる。 長期では、 会員書籍を 時、 会員書籍を 時、 会員書籍を 時、 会員書籍を 時、 会員書籍を 時の 会別 の の 会別 の の 会別 の を 見い の と と と と と と と と と と の き の 、 と と と り と と と り の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	本条例素案では、「7 経済的観響をは、「7 経済犯罪をでは、「7 で、けて、けいて受によって受によって受いを対したのがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
18	犯罪被害者等支援金・助成金の申 請期限を延ばしてほしい。	頂いたご意見につきましては、今 後の犯罪被害者等への支援策を実
19	犯罪被害者等支援金・助成金に関 する書類を都度郵送することは非 常に負担であると思う。	施・検討するに当たり参考にさせ ていただきます。
20	性被害が明らかな場合、電話先で 「電話できているなら元気そうだ からサービスを使えません」等と 表面で判断せずに、精神科通院状 況を優先して考慮するようにして ほしい。	
21	引越し費用助成、家賃助成は、持ち 家で犯罪被害を受けた場合に一時 的に市営住宅へ避難できるよう制 度を柔軟にしてほしい。	
22	子どもが犯罪被害を受けた場合、 フリースクールや校区外学校へ通 学するための交通費やその他費用 の一部を助成してほしい。	
23	真相究明に要する費用を1年あたり10万円と区切っているが、案件によって弁護士契約の形態が様々であることから、適宜、期間と費用上限について相談の上で柔軟に対応ができるようにしてほしい。	

24 犯罪被害者が加害者に対し、被害 回復のための一環として損害賠償 請求等を行うことは、被害者の権 利であることはいうまでもないこ とであり、被害から立ち直り、日常 生活への復帰のためにも重要な活 動となる。

> しかし、逃亡や所在不明により、加 害者の特定ができていない場合 あり、そういった場合には損害賠 償請求等の被害回復のための活動 を行うことも困難となる。加害者 が特定できたとしても、損害賠償 のための民事訴訟を行うために は、様々な費用がかかる。

> 現在、札幌市で個別的な施策として「真相究明に要した費用助成」として、5年の範囲内において1年当たり最大10万円の助成制度が構築されているが、条例制定を機に、この制度のさらなる拡充を求める。

25 犯罪被害者は、加害者から満足な 賠償を受けることもできず、被害 が重ければ重いほど日常生活への 復帰が困難になり、経済的に困窮 することになる。

> そのため、地方自治体が、立替支援 金制度を創設し、犯罪被害者が満 足な賠償を得られず困窮するとい った事態を避ける必要がある。

> このような制度は、既に兵庫県明石市で実施されている。また、名古屋市でも、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも

関わらず、賠償が受けられない場合に、給付金とは別に最大 150 万円の見舞金を支給することになっている。

「8 民間支援団体への支援」に関するもの

26 民間支援団体とはどの団体のことを指すのかわからない。

犯罪被害者等の支援を行う民間の 団体全般を指しており、特定の団 体を想定したものではありませ ん。

27 曖昧に「民間支援団体に必要な支援を行う」として権益を与えるのではなく、例えば、SIB (ソーシャルインパクトポンド)や SNS の活用等を視野に、「民間団体や事業者の機能を活かす制度(手法)の導入を促進する」等の行政主導の発展的な施策を示してもらいたい。

頂いたご意見につきましては、今 後の犯罪被害者等への支援策を実 施・検討するに当たり参考にさせ ていただきます。

28 犯罪被害者支援を行う民間支援団体は、被害者の被害回復に大きな役割を担う一方、財政的基盤が脆弱であることが多く、支援活動や広報活動を積極的に行えないという面がある。

 い、また犯罪被害者に対する支援 における関係民間団体に所属する 者の安全を確保し、支援活動によ って心身に疾病又は傷病等を生じ た場合の支援及び補償等を行うと する支援制度を創設してほしい。

「3 基本理念」~「6 相談及び情報の提供等」に関するもの

29 条例素案の「3 基本理念」から「6 相談及び情報の提供等」の各項目 内に、子どもが被害者である場合 に備えて、「学校や教育委員会が必 要な支援を行う」という趣旨の文 言を付け加えてほしい。

> 特に、条例素案の「4 責務」に、 「被害者が未成年の場合、札幌市 教育委員会や私立学校設置者など 関係機関等と連携し、及び協力し てこれを行わなければならないも のとします。」など、「教育委員会」 も被害者を守る責務がある事を記 載するようお願いしたい。

> 理由という。 では、昨今、小いでは、 の子は、昨今、小いでは、 の子がでものが増えてきるが でおいるを受けたるができるため。 特に、被害を受めにない るため。特に、を送るために分のの が平穏な生活を送るための分のの が平穏なではない。 が平穏ないでが、ならずるのであるが、 がの方のであるが、ならずるを がいるを がいるを がいるを がいるを がいるを がいるを がいるを がいるを がいるため。

札幌市としては、子どもが被害者では、学校のようでは、学校の全では、学校の全での中で、存の全をの中で、存めると認識をで変してがあるといるで、を安計画しております。

このような認識の下、条例素案の「6 相談及び情報の提供等」の項目においては、様々な部局が連携していく姿勢を示すために、具体的な部局を特定せず、「関係部局間の連携」という文言を盛り込んだところです。

本条例素案に「学校や教育委員会 が必要な支援を行う」という具体 的な文言はありませんが、子ども が被害者である場合においては、 当然、学校や教育委員会を始め、関 係部局が連携及び協力し、必要な 支援を行っていきたいと考えて ります。

その他

30 本条例(案)については、「犯罪被害者等支援特化条例の制定を求める市民会議」の要請内容と合致しており基本的に賛同する。

本条例素案の目的の実現のため、 引き続き犯罪被害者等支援に関す る取組を推進してまいります。

31 なぜ犯罪被害者に支援をしなければならないのか納得がいかない。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後 も様々な困難に直面し、苦しむ場 合があります。

札幌市としては、犯罪被害者等は、 個人としての尊厳が重んぜられ、 その尊厳にふさわしい処遇を保障

される権利を有するものであり、 国や地方公共団体は、それぞれの 役割を踏まえ、犯罪被害者等の施 策を講じていく責務があると考え ております。 また、誰もが犯罪被害者等となる 可能性がある中、市民の皆様にも、 犯罪被害者等が置かれる状況やそ の支援の必要性を理解していただ き、国や地方公共団体が実施する 施策にご協力いただきたいと考え ております。 なぜこんなに短期間で本条例素案 「札幌市犯罪のない安全で安心な 32 が作成され、パブリックコメント まちづくり等審議会 | の事務局か を実施して条例制定をするのか。 ら、令和6年3月22日の諮問の際 闇バイトなどの新しい犯罪にも対 に、本条例の規定内容(案)をお示 応できるのかわからない。 しした後、その内容をより詳細に 体系化した項目(案)を令和6年度 第1回の審議会にて提示いたしま した。当該項目(案)を計3回の審 議会にて熟議がなされ、答申をま とめていただきました。 闇バイトに関する犯罪被害も含 め、犯罪被害者等に対しては、各般 の問題について相談に応じ、適宜 関係機関等との連絡調整及び関係 部局間の連携を図った上で、必要 な情報の提供及び助言を行った り、必要に応じ「札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等審議 会」での議論を行う等、個別の事例 に応じた対応を行ってまいりたい と考えております。 本条例の制定にあたり、その検討 33 犯罪被害者支援のための審議会の メンバーは誰がなるのか、委員は について「札幌市犯罪のない安全 で安心なまちづくり等審議会」に 誰なのかわからない。 諮問をいたしました。本審議会は、 「札幌市犯罪のない安全で安心な まちづくり等に関する条例」に基 づき設置され、その委員は、同条例 第13条第3項において、「民意を 適切に反映させるとともに、多角 的かつ総合的な観点から調査審議 等が行われるよう、公募した市民 その他の多様な人材に委嘱するよ

		1
		う配慮しなければならない」と規定されています。当該規定により選任された委員は、札幌市公式HPにて公開しております。 (https://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/shingikai.html)
34	市が犯罪被害者に給付金を支給することや、支援をすることは必要ない。犯罪を起こさないまちづくりに取り組むべきだ。	犯罪接触 (で) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を
35	「第4次札幌市犯罪のない安全で 安心は、本条例制定後なのか 策定は、本条例制定後なる本条のが が不明だが、いずれにせよな本条例 素案等で「札幌市犯罪のないする条 で安心なまちづくり等に関する を 例」との関係に言及しないのは整 合性に欠ける。	現在、「第4次札幌市犯罪のな本本 生でなまちずる。 を一次をでは、本条例の制定を行って制定をです。 の策定作業を行って制定をでいた。 が、当を予定しております。 また、No.11で回答いた伴心なおに また、No.11で回答に伴心なけると おりまるに また、本条例の制定で安心に また、おり、まちるに まり、まける まりまする。 まり、まり、まない。 まり、まり、ままない。 まり、またの制定での また、おり、またの に関する条例。 また、おり、またの に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの
36	本条例素案には、被害者等の実情に向き合って検討した跡が見られない。	本条例に当たては、犯罪被害者に当たっては、犯罪被害者、犯罪被害者、犯罪被害人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个人。 一个

37	犯罪被害者等支援に関するホーム ページ、要綱を読みやすくしてほ しい。現行の支援ページは、全て明 朝フォントで記載されており、ス	頂いたご意見につきましては、今 後の犯罪被害者等への支援策を実 施・検討するに当たり参考にさせ ていただきます
	マートフォンで読む際に内容が頭 に入ってきにくい。	C V 1/2/2 3 x 9 °
38	相談者は、困り果てて勇気を振り 絞って電話をかけているので、断 る前提や断る理由を探しながら対 応をしないでほしい。	